

保険

後期高齢者医療制度
障害認定のご案内

一定以上の障害のある65歳以上74歳以下の方は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

●一定以上の障害とは

- ① 国民年金法などにおける障害年金1級および2級
- ② 身体障害者手帳1・2・3級および4級の次の障害
 - ・ 音声・言語障害
 - ・ 両下肢の全ての指を欠くもの
 - ・ 1下肢の^{かたい}下腿の2分の1以上を欠くもの
 - ・ 1下肢の機能の著しい障害
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級および2級
- ④ 療育手帳A1およびA2

●申請先

- ・ 住民課（吉備庁舎）
- ・ やすらぎ福祉課（金屋庁舎）
- ・ 清水行政局住民福祉室

問 住民課（吉備庁舎）

年金

国民年金基金からのお知らせ

国民年金基金は、自営業者やフリーランスの方々が国民年金に上乘せして加入し、税金優遇を受けながら積み立て、老後により充実した年金を受け取ることができる、公的な個人年金です。

20歳以上60歳未満で、国民年金の保険料を納付している方が対象です。ただし、60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方のうち、国民年金に任意加入されている方も加入できます。

基本は終身年金なので、生涯にわたって年金を受け取ることができます。※詳細は、全国国民年金基金にお問い合わせください。

問 全国国民年金基金 近畿支部

☎0120・65・4192

令和8年度（2026年度）10月～開始
国民年金保険料の育児免除制度

育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、子を養育する国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の方）について、その子が1歳になるまでの期間にかかる国民年金

保険料の納付を免除される制度が令和8年（2026年）10月から新たに始まります。

子を育てている方（実父母・養父母）は申請することで、所得に関係なく国民年金保険料の納付が免除されます。また、納付が免除された期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

●対象者

令和8年（2026年）10月1日以降、1歳になるまでの子（※）を養育する国民年金第1号被保険者の実父母・養父母が対象です。第1号被保険者であれば、夫婦共に育児免除制度の対象です。

子を養育する要件として、次の全てを満たしている必要があります。（所得要件はありません）

- ① 子と身分（親子）関係が継続していること。
- ② 子と同一住所であること。

※法律上の親子関係がある子（実子および養子）に加えて、特別養子縁組の監護期間にある子、および養子縁組里親に委託している要保児童も該当します。

既に保険料を納付している期間や、国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている期間についても、届け出することで育児免除期間として取り扱われます。保

険料を納付している期間の保険料は、充当または還付します。

●届け出書提出先

- ・ 住民課（吉備庁舎）
- ・ やすらぎ福祉課（金屋庁舎）
- ・ 清水行政局住民福祉室
- ・ 各出張所

●届け出に必要なもの

- ・ 基礎年金番号が分かるものまたはマイナンバーカード
- ・ 本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）

問 住民課（吉備庁舎）・

和歌山西年金事務所

☎073・447・1660

下水道

下水道への接続をお願いします

下水道は、各家庭のトイレや台所などから排水される水を、処理センターで安全できれいな水に処理し、川に放流しています。

公共下水道が整備された区域にお住まいで、まだ下水道に接続していないご家庭は、早期の接続をお願いします。

問 上下水道課